

令和 6 年 10 月 8 日

報道関係者 各位

市川市 総務部長
蛸島 和紀

職員の処分について

地方公務員法に基づき、下記のとおり職員の処分を行いましたので報告します。

記

1. 生活保護に関する事務の懈怠による不適切支給等

(1) 処分の理由

被処分者は、令和 4 年度当時、生活保護受給者から相続による収入申告を受理したものの、失念してしまい、本来支給する必要のない保護費約 1 6 7 万円を不適切に支出させ、市の財産に損害を与えた。

(2) 被処分者

福祉部 主任（30 歳代）

(3) 処分内容

減給（10 分の 1）1 月

(4) 処分年月日

令和 6 年 10 月 8 日

(5) 処分の根拠法令

地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号

2. 市のコメント

全体の奉仕者である職員が、このような事案を起こしたことは誠に遺憾であり、深くお詫び申し上げます。

今後は、このようなことが起こらないよう服務規律の遵守を徹底し、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

【本件に関する問い合わせ先】
総務部 人事課長 吉成 悟
047-712-8573（直通）